

国民本位のマイナンバー制度への変革を求める（抄）
 （2018年2月20日日本経済団体連合会）

III. 必要な施策

1. 個人番号の利用範囲の拡大

(6) その他

年末調整の実施にあたり、従業員は「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」および「給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書」を勤務先の事業者に提出している。事業者が当該申告書に基づき年末調整を行ったのち、年末調整の内容に誤りがある場合、税務署は事業者に源泉徴収税額の是正を求めるが、納付すべき税額等の情報を併せて提示することは原則としてなく、事業者に税額算出のための大きな負担が生じている。

個人の所得情報や世帯情報等について、個人番号の紐付けや国・地方の税務当局間のデータ連携を進め、国税当局における正確な把握を実現することにより、年末調整の内容に誤りがある場合には納付すべき税額等の情報を事業者に提示して源泉徴収税額の是正を求めることとすべきである。

（中略）納税者が簡便・正確に手続を行うことができる利便性の高い納税環境を目指すべきである。

2. 特定個人情報に関する規制の見直し

(3) 家族からの個人番号の未取得時における経緯の記録・保存要件の緩和

個人情報保護委員会「『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）』に関するQ & A」では、法定調書の作成に際して従業員等から個人番号の提供が受けられない場合に、提供を求めた経緯を記録・保存しなければならないとされている。

扶養家族の個人番号は従業員本人が事業者に提出することになるが、個人的な事情により個人番号の提供に応じない扶養家族もおり、個別事例の経緯を逐一、記録・保存することは、事業者に過重な負担を生じさせている。

そこで、従業員の入社時の手続案内や身上異動届の提出ページに利用目的の明示と提供の求めを掲載・周知することにより、扶養家族による番号の不提供について、個別の経緯の記録・保存を省略可能とすべきである。

5. マイナポータルのさらなる充実

(3) 個人住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）の受領

給与所得等に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）について、地方自治体が特別徴収義務者（事業者）に対して書面で通知するため、事業者には通知書を仕分けて従業員に交付する事務作業が発生している。

政府・与党は現在、「eLTAX（地方税ポータルシステム）」により事業者を経由して従業員（納税義務者）に対して電子的に交付する方法を検討している。まずはこの仕組みを早期に具体化し、事業者の作業負担を軽減すべきである。

なお、将来的にマイナンバー制度が国民に広く浸透した段階においては、事業者を介さずに地方自治体から納税義務者のマイナポータルに直接通知を送付することも検討課題となろう。

(4) 確定申告のさらなる電子化・簡素化

所得税の確定申告に係る国民の利便性向上の観点から、（中略）マイナポータル上で医療費通知及びふるさと納税受領金額に係る通知データを受領・確認し、e-Taxへの自動転記を可能とすべきである。